

令和6年(毛)第1592号 文書提出命令申立事件

(本案事件 令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件)












申立人(本案事件原告) 八木橋健太郎

相手方(本案事件被告) 国

意見書

令和6年8月30日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

相手方指定代理人	輿	水	将	利	
	野	澤	雅	宏	
	古	瀧	孝	明	
	五十	嵐	雅	子	
	内	城		良	
	廣	田	和	俊	
	川	崎	洋	史	
	堀	川	武	紘	
	鈴	木		剛	
	関		俊	吾	
	浅	野	隆	教	

相手方は、申立人の令和6年6月11日付け文書提出命令申立書(以下「本件文書提出命令申立書」という。)に基づく文書提出命令の申立て(以下「本件文書提出命令申立て」という。)に対し、次のとおり意見を述べる。

なお、略称等は、本意見書で新たに定めるもののほかは、本案事件の例による。

第1 意見の趣旨

本件文書提出命令申立てを却下する
との決定を求める。

第2 理由

1 本件文書提出命令申立ての要旨

申立人は、一般に市販されている「皮膚科サブスペシャリティーシリーズ1冊でわかる皮膚アレルギー」、「臨床力がアップする!皮膚免疫アレルギーハンドブック」及び「内科学第11版」(以下、これら3つの文献を併せて「本件対象文書」という。)につき、民事訴訟法(以下「民訴法」という。)220条1号に該当するとして、本件文書提出命令申立てをしている。

しかしながら、以下のとおり、本件対象文書について、証拠調べの必要性がない上に、本件対象文書は、いずれも民訴法220条1号に該当しないから、本件文書提出命令申立てには理由がなく、速やかに却下されるべきである。

2 本件対象文書について証拠調べの必要性は認められないこと

(1) 証拠調べの必要性の要件について

文書提出命令は、書証の申出の一方法であるから(民訴法219条)、当該文書を取り調べる必要性があるか否かが判断されなければならないところ(同法181条1項)、証拠調べの必要性は、証明すべき事実(立証命題)との関係で、当該文書を証拠として取り調べる必要性があるかどうかという観点から審理され、①その立証命題そのものが当該事件の解決にとって関連性が

ないとき、②その事実が既に他の証拠により証明十分であるとき、③立証命題に問題はないが、それに対して当該文書の関連性がないときには、証拠調べの必要性がないものと判断される(別添1・門口正人編「民事証拠法大系第4巻各論Ⅱ」171ページ)。

また、文書提出命令を申し立てて書証の申出をする者は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならず(民訴法180条1項、219条、民事訴訟規則(以下「民訴規則」という。)99条1項)、個々の対象文書ごとに、想定される文書の記載内容が証明すべき事実をいかに推認させるかを具体的に明らかにしなければならないものである。

(2) 当てはめ

ア 本件文書提出命令申立ては、証明すべき事実と証拠との関係が明示されておらず、不適法であること

申立人は、本件文書提出命令申立てによって「証明すべき事実」を「原告の準備書面(07)のとおり、被告の主張する施設医師の判断が専門医の経験則に反し不合理であること」とするのみで(本件文書提出命令申立書第4)、原告準備書面(7)も含め、「証明すべき事実」と本件対象文書との関係が記載されておらず、本件対象文書の記載内容が「証明すべき事実」をいかに推認させるかが明らかでない。

よって、本件文書提出命令申立ては、証明すべき事実及びこれと証拠との関係という、民訴法ないし民訴規則が明示を求める事項を欠くものとして、不適法である。

イ 本件対象文書を取り調べる必要性がないこと

上記の点をおくとしても、相手方は、本案事件において、本件対象文書(いずれも数百または千ページを超える書籍である)のうち、主張・立証に必要な箇所を抜粋し、乙第2号証ないし乙第4号証として証拠提出したものであるところ、申立人は、本件対象文書内の想定される記載内容を特定

した上で、証明すべき事実との関連性を明らかにする必要があるのに、想定される記載内容を特定しないまま、本件対象文書全体の提出命令を申し立てるものであり、本件文書提出命令申立てが、網羅的・探索的になされたものであることが明らかであって、不当というほかない。

よって、本件文書提出命令申立てには証拠調べの必要性が認められないのは明らかである。

3 本件対象文書が民訴法220条1号に該当しないこと

- (1) 民訴法220条柱書きは、「次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。」と定め、文書提出義務のある場合として、同条1号において、「当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき」と規定しているところ、同号の文書(以下「引用文書」という。)とは、当事者が訴訟において、その所持する文書の存在及び内容を自己の主張の裏付けとして引用した文書をいう。

そして、乙第2号証は「皮膚科サブスペシャリティシリーズ1冊でわかる皮膚アレルギー」の一部を、乙第3号証は「臨床力がアップする!皮膚免疫アレルギーハンドブック」の一部を、乙第4号証は「内科学第11版」の一部をそれぞれ抜粋した書証であるところ、文書の一部を抜粋して書証として提出した場合、残余の部分が引用文書に該当するか否かは、それらが一体不可分であるとか、あるいはこれと一緒になければ意味内容が不明で証拠として採用できないものであるとか、ことさら裁判所の判断を誤らせるような抜粋がされているといった特別の事情がない限り、残余部分は引用文書に該当しない(東京地裁昭和57年6月25日決定・判例時報1079号66ページ、東京高裁昭和59年3月26日決定・訟務月報30巻8号1412ページ)。

- (2) 本件において、相手方は、金属アレルギーの病態に関する一般的な説明をするに当たり、本件対象文書の一部を抜粋した乙第2号証ないし乙第4号証

に記載された内容を引用した上で、これらを証拠として提出したところ、乙第2号証ないし乙第4号証が、本件対象文書の残余部分と一体不可分であるとか、乙第2号証ないし乙第4号証のみでは意味内容が不明であるといった事情はなく、また、抜粋の方法からしても裁判所の判断を誤らせるものでないことも明らかである。

したがって、本件対象文書は民訴法220条1号の引用文書に該当しない。

よって、本件対象文書が民訴法220条1号の要件を満たさないことは明らかである。

第3 結語

以上のとおり、本件対象文書は、本案事件において取り調べる必要はない上、民訴法220条1号に該当しないから、相手方は、同文書につき提出義務を負わない。

よって、本件文書提出命令申立ては理由がないから、速やかに却下されるべきである。

以 上

であっても裁判所が特定に向けた釈明を行うわけではない。このような運用の背景には重要な証拠であるにもかかわらず、およそその作成所持に関わらなかった申立人において特定できないという理由で、文書提出命令を却下するのは、真実主義、信義誠実の原則から考えても問題であるという裁判所及び訴訟関係人の素朴な正義感がある。文書の特定を比較的緩やかに認める傾向とも軌を一にするものといえよう。

- (17) 一問一答261頁。
- (18) 文書特定のための手続を証人尋問に代わる簡易な手続と解するものとして一問一答259頁。
- (19) 一問一答262頁。
- (20) 一問一答263頁。文書を特定するために必要な情報を別の方法で入手するか、文書の所持者を証人として証人尋問の申出をし、その尋問において文書の特定に必要な情報を聞き出す等の努力をする必要があるとする。
- (21) 田原睦夫「文書提出義務の範囲と不提出の効果」ジュリ1098号(1996年)61頁,65頁。この説は、「事案によっては、なお文書の特定性を欠くとして、申立てを却下することにならう。」としている(前同所)。
- (22) 京都シミュレーション新民事訴訟研究会・前掲注(15)11頁。竹下守夫ほか「研究会・新民事訴訟法をめぐって(17)」ジュリ1125号(1997年)(以下「研究会(17)」という。)126頁〔伊藤眞発言〕。
- (23) 三木・前掲注(8)202頁。中野貞一郎・解説新民事訴訟法(1997年)54頁は、「特定手続制度の根拠が手続上の信義則にあるとすれば、具体的状況に従い、文書の性質や必要性に併せて所持者の態度をも考慮し、裁判所がやや緩やかな特定のもとに文書提出命令を発することもできると解すべきであろう」という。
- (24) 研究会(17)(ジュリ1125号)128頁〔鈴木正裕発言〕。
- (25) 坂田宏「文書提出命令違反の効果」松本博之・宮崎公男編・講座新民事訴訟法II(1999年)95頁。
- (26) 三木・前掲注(5)76頁。
- (27) 新堂幸司・新民事訴訟法〈第2版〉(2001年)514頁は「特定ができないのであるから文書提出命令を出すことが出来ないという解釈が形式論理的には素直であるが、特定の程度には弾力性があるので相手方が応じないことを考慮して場合によっては文書提出命令を出すことが出来る」と解すべきであろう」とするが同趣旨と思われる。また、竹下守夫教授も提出命令が出せるかどうかは特定の程度によると解しておくのがよいと発言しており(研究会(17)(ジュリ1125号)128頁)、特定には幅があることを前提としている。
- (28) 研究会(17)(ジュリ1125号)128頁〔伊藤眞発言〕。

(7) 申立てについての審理

文書提出命令の申立てについての審理は、取調べの必要性に関する審理、文書の存在及び所持に関する審理、文書の申立ての形式的要件についての審理(申立書の記載事項が十分か否かの審理)、提出義務についての審理に分かれる。なお、当該文書が訴訟当事者以外の所持にかかる場合には、その第三者を審尋しなければならない(民訴223条2項)。このうち、申立ての形式的要件に関してはすでに論じたので、以下はこれ以外について重複しない範囲で各別に論じる。

(a) 必要性の審理

文書提出命令も、書証の申出の一方方法であるから(民訴219条)、当該文書を取り調べる必要性があるかどうかをまず判断されなければならない(民訴181条1項)。取り調べる必要性がないと判断される場合としては、「証明すべき事実」から考えて、①その立証命題そのものが当該事件の解決にとって関連性がないから、そのような立証命題そのものが不要と判断される場合、②その事実はすでに他の証拠により証明十分であるから、もはや当該文書の取調べは不要であると判断される場合、③立証命題には問題がないが、それに対して当該文書の関連性がないために当該文書の取調べが不要であると判断される場合がある。以下順に検討する。

まず、①については、立証命題自体の関連性がなければ、当該文書の内容いかににかかわらず、文書提出命令の申立てが認められることはありえない。立証命題が事件の解決に関連するかどうかは、それが主要事実である場合には、法律によって定まることになる。間接事実、補助事実であれば、主要事実との関連性が必要になる。関連性が不明であれば、裁判所は申立人に釈明するなどして明確にすべきである。一般に、関連性のない立証命題を根拠づける証拠は、全く無益であり、争点を中心とした審理を目指す現行法の理念からはむしろ弊害であるから、立証命題自体の関連性の審査は厳格に行うのが妥当である。この点については、東京高裁の次の決定が参考になる(東京高決平8・12・25訟月43巻6号1522頁)。この事件は、原子炉等規制法23条に基づいて内閣総理大臣がした

事項索引

領収書(証)13,14,111
稟議書119,138,139,140,151

る

類推適用(証言拒絶規定)118,121

ろ

録音テープ19,66,72,85,250,254

わ

和解104

編集代表

門口正人
静岡地方裁判所判事

民事証拠法大系

第4巻

2003年6月30日 初版第1刷発行
2004年1月30日 初版第2刷発行

編集代表 門口正人

発行者 逸見慎一

発行所 株式会社 青林書院

電話 (03) 3815-5897

振替 00110-9-16920

〒113-0033 東京都文京区本郷6-4-7

印刷/製本・中央精版印刷株式会社

検印廃止 落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

© 2003 門口正人 Printed in Japan

ISBN4-417-01333-0